

「こどもまんなか青森」ロゴマーク使用要領

(目的)

第1条 「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」の推進に当たり、「青森県教育施策の大綱」に掲げる「めざす教育」を広く普及し、その理念を共有することなどを目的として、青森県がロゴマークを作成し、その使用管理の適正を確保するため、ロゴマークの使用等に関して必要な事項を定める。

(ロゴマークの図柄等)

第2条 ロゴマークのデザインは、別記のとおりとする。

2 使用者は、ロゴマークを改変して使用してはならない。

(使用用途及び禁止行為)

第3条 ロゴマークの使用を希望する者は、県に対する申請・承認は不要とする。ただし、以下の場合の使用は禁ずる。

- (1) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
- (3) 自己又は自己の商品等のロゴマーク、商標又は意匠として使用する場合若しくは誤認されるおそれのある場合
- (4) 自己の営利目的で利用されるおそれのある場合
- (5) 青森県のイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (7) その他、ロゴマークの目的から逸脱し、使用が不適切と思われる場合

(事務の所掌)

第4条 この要領に関する事務は、総合政策部総合政策課において所掌する。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、総合政策課長が決定するものとする。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別記)

(1)



こどもみんなが青森

(2)



(3)

